〇大気環境

1. 大気環境調査結果の概要

本市は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、関係工場・ 事業場の監視・指導及び大気汚染の常時監視を実施している。

市内における大気汚染常時監視は、一般環境大気測定局(一般局)4 局と自動車排出ガス測定局(自排局)1 局の計5 測定局で実施している。

監視を行った結果、光化学オキシダント全5測定局の結果を除き、環境基準を達成しており、経年変化は、概ね横ばいで推移していた。

また、市内3地点で有害大気汚染物質モニタリング調査を実施し、環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)については、3地点とも全て環境基準を達成した。

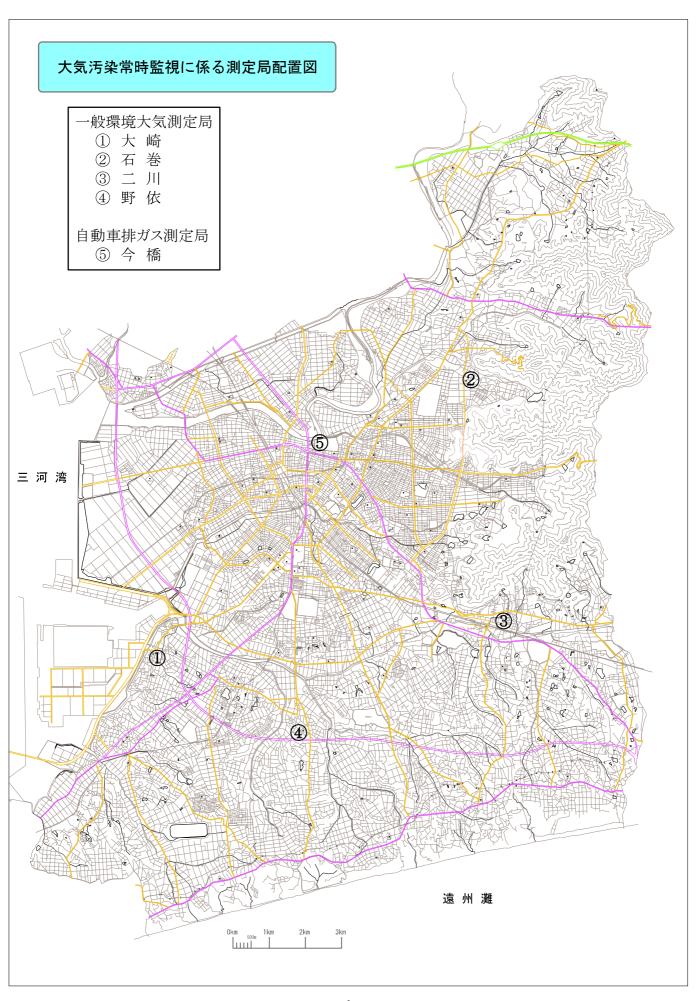
大気汚染常時監視に係る環境基準の達成状況(令和6年度)

[○:達成 ×:未達成]

						測定	項目			
	測定局	所 在 地	設置場所	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	採取口の高さ
	大 崎	大崎町字柿ノ木 16	大崎校区市民館 2 階	0	0		0	×	0	3∼9m
	石 巻	石巻町字西浦 16	石巻校区市民館2階		0			×		9m
般局	二 川	大岩町字東郷内 111-1	二川生涯学習センター 1 階		0		0	×	0	3~4m
	野 依	野依町字諏訪 149-1	野依校区市民館1階					×		3m
自排局	今 橋	今橋町1	市役所立体駐車場6階	0	0	0	0	×	0	16~23m
		計		2	4	1	3	5	3	

(注1)一般局:一般環境大気測定局は、一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局

(注2)自排局:自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる大気環境の汚染状況を常時監視する測定局



2. 大気汚染常時監視結果

(1)二酸化硫黄(SO₂)

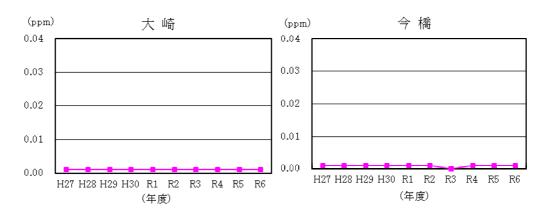
二酸化硫黄は重油など硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生する硫黄酸化物の主成分である。無色の刺激性の気体で水に溶けやすく、高濃度のときは眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼし、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりするといわれている。

環境基準については、全ての測定局で達成しており、各局の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばいであった。

二酸化硫黄(SO₂)の測定結果(令和6年度)

測	定 局	有効測定 日 数 測定時間 年平均		年平均値	1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	前年度 年平均値
IN IN	_ /HJ	(目)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	達成○・非達成×	(ppm)
大	崎	363	8671	0.001	0.013	0.002	0	0.001
今	橋	359	8556	0.001	0.004	0.001	0	0.001

二酸化硫黄濃度の経年変化



(2)二酸化窒素(NO₂)

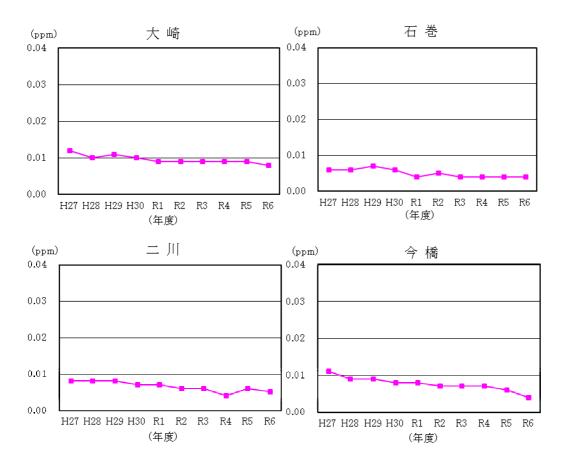
二酸化窒素は燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生する。発生源は工場・自動車等多岐にわたっている。赤褐色の刺激臭の気体であり、高濃度のときは眼・鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれている。

環境基準については、全ての測定局で達成しており、各局の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばいであった。

二酸化窒素(NO₂) の測定結果(令和6年度)

測定局	測定局 有効測定 日数 (日) (時間)		年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	前年度 年平均値
,, ,			(ppm)	(ppm) 達成○·非達成×		(ppm)
大 崎	363	8669	0.008	0.020	0	0.009
石 巻	363	8646	0.004	0.009	0	0.004
二川	360	8603	0.005	0.012	0	0.006
今 橋	259	6214	0.004	0.009	0	0.006

二酸化窒素濃度の経年変化



(3)一酸化炭素(CO)

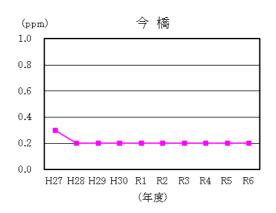
一酸化炭素は無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものである。発生源は自動車によるものが最も多く、その他、石油ストーブ、ガスコンロ等からも発生し、人体への影響は、呼吸器から体内に入り、血液中のヘモグロビン酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれている。

環境基準については、達成しており、年平均値の経年変化は、横ばいであった。

一酸化炭素(CO) の測定結果(令和6年度)

測	定局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	前年度 年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	達成〇·非達成×	(ppm)
今	橋	357	8,568	0.2	1.1	0.4	0	0.2

一酸化炭素濃度の経年変化



(4) 浮遊粒子状物質(SPM)

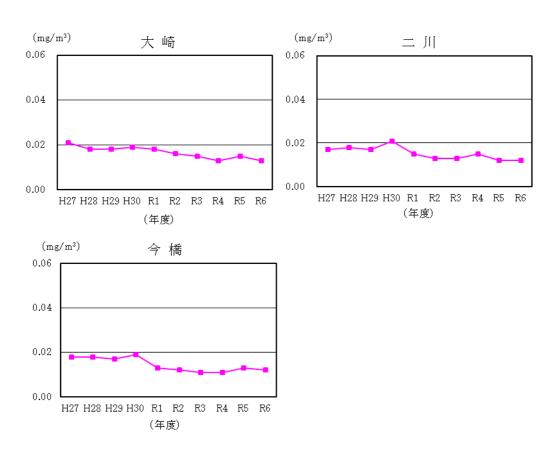
浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10 \mu m = (10 / 1,000) mm以$ 下のものをいう。発生源は、工場、自動車等人為由来のもののほか、土壌の舞い上がり等自然由来のもの、燃焼等に伴い排出された物質から大気中で生成する二次粒子等がある。この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し高濃度のときは呼吸器等に影響を与えるといわれている。

環境基準については、全ての測定局で達成しており、各局の年平均値の経年変化は、緩やかな減少傾向であった。

浮游粒子状物質(SPM) の測定結果(令和6年度)

測	定局	有効測定日 数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況	前年度 年平均値
例だ別		(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	達成〇·非達成×	(mg/m^3)
大	崎	363	8713	0.013	0.124	0.030	0	0.015
	ニ 川 362		8685	0.012	0.129	0.031	0	0.012
今	橋	358	8631	0.012	0.125	0.029	0	0.013

浮遊粒子状物質濃度の経年変化



(5) 光化学オキシダント(Ox)

光化学オキシダントとは、大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイト(PAN)等の酸化力の強い物質の総称である。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応を起こして生じるが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存する。高濃度のときは目を刺激し、呼吸器等に影響を及ぼす一方、生活環境や植物にも影響を及ぼすといわれている。

環境基準については、全測定局(5局)のいずれも達成しなかった。

日最高8時間値の年間99%タイル値の3年移動平均値(※)は、各局においておおむね横ばいの傾向を示した。

なお、豊橋市における光化学スモッグ予報等の発令状況については、8月9日に予報が発令されたが、健康被害の届出はなかった。

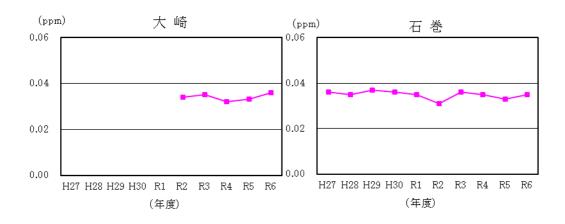
※ 光化学オキシダントの濃度を長期的に評価する指標として、平成 26 年 9 月 26 日付けで環境省より「日 最高8時間値の年間99%タイル値の 3 年移動平均値」が示された。この指標は、年々変動の大きい光化 学オキシダントの環境改善効果を適切に示すために発表された指標である。

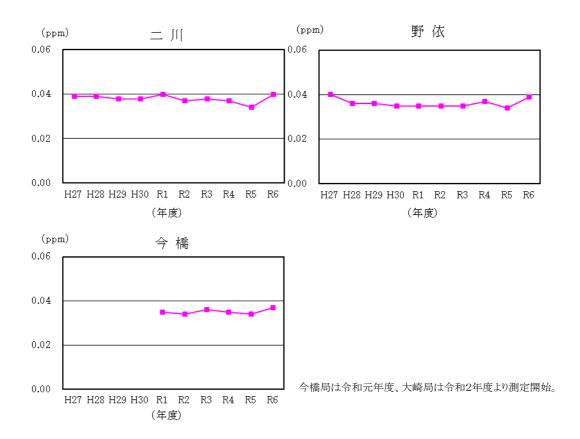
光化学オキシダント(Ox) の測定結果(令和6年度)

測定局	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間年 平均値	昼間の1時間値が 0.06ppm を 超えた時間数及び日数とその割合			昼間の 1時間値 の最高値	環境基準の 達成状況	前年度 昼間年 平均値	
	(目)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	達成○・非達成×	(ppm)
大 崎	365	5448	0.036	379	7.0	80	22	0.112	×	0.033
石 巻	365	5443	0.035	355	6.5	80	22	0.113	×	0.033
二川	365	5439	0.040	437	8.0	87	24	0.108	×	0.034
野 依	365	5444	0.039	387	7.1	83	23	0.110	×	0.034
今 橋	363	5403	0.037	418	7.7	86	24	0.114	×	0.034

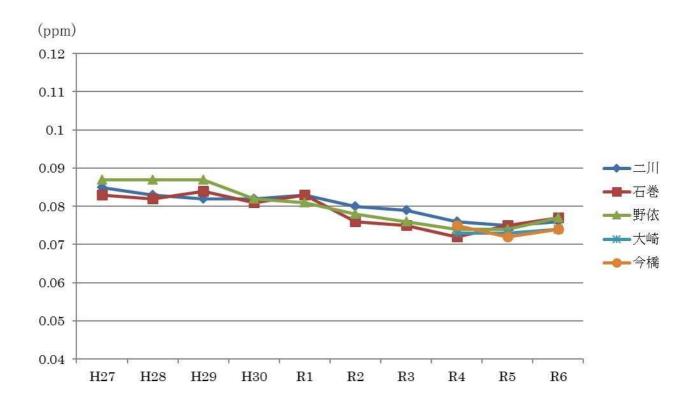
(注)昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

光化学オキシダント濃度の経年変化





局ごとの日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値の経年変化



(6)微小粒子状物質(PM2.5)

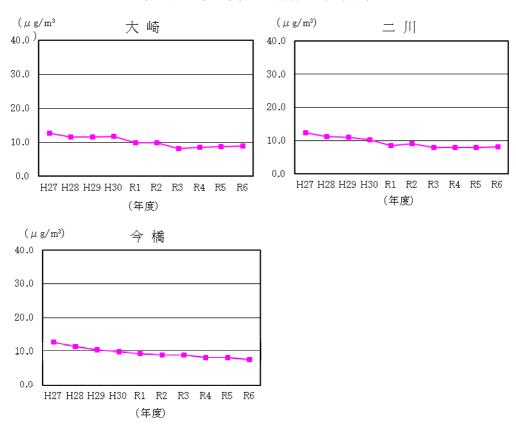
微小粒子状物質は粒径が 2.5μ m = (2.5/1,000) mm 以下のものをいう。ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼などから発生する一次粒子や工場等から発生するガス状物質が大気中で化学反応することにより生成した二次粒子がある。粒子径が小さいため、肺の深部まで入りやすく、呼吸器系への影響のみならず、循環器系に対し影響を与えていることが報告されている。

環境基準については、全ての測定局で達成し、各局の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばいであった。

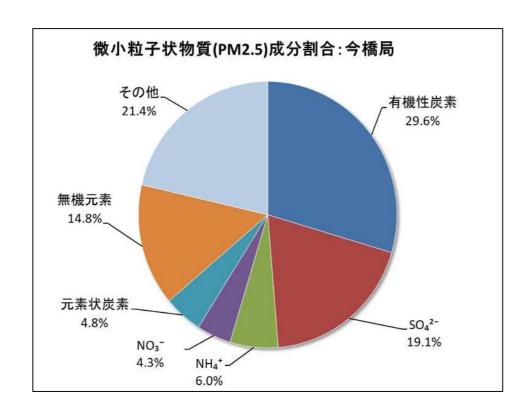
微小粒子状物質(PM25) の測定結果(令和6年度)

	有 効 測定日数		長期的評価			
測定局]基準 平均値)	長期 基準	環境基準の 達成状況	前年度 年平均値
		35 μ g/m³を 超えた日数	年間 98 パー センタイル値	年平均値		
	(目)	(目)	$(\mu \text{ g/m}^3)$	$(\mu \text{ g/m}^3)$	達成○・非達成×	$(\mu \text{ g/m}^3)$
大 崎	362	1	25.5	8.9	0	8.6
二川	359	1	23.8	8.2	0	8.0
今 橋	359	1	18.6	7.6	0	8.1

微小粒子状物質(PM_{2.5})濃度の経年変化



また、成分分析について市内の自動車排出ガス測定局 1 局で行い、その結果、有機性炭素、硫酸イオンの割合が特に高く、この2成分で全体の約5割を占めていた。



3. 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

低濃度ではあるが、長期暴露を受けることにより健康への影響が懸念されている有害大気汚染物質の中で、健康リスクが高い物質について、3地点でモニタリングを実施した。

環境基準が定められている4物質は、3地点とも環境基準値を達成した。また、指針値が定められている11物質は、3地点とも指針値を満足した。

有害大気汚染物質モニタリング調査地点

調査地点	所 在 地
大 崎	大崎町字柿ノ木16
二川	大岩町字東郷内111-1
今 橋	今橋町1

ア.環境基準の定められている有害大気汚染物質

環境基準の定められている有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

4L FF /2		/	年度		四	
物質名	調査地点	R4	R5	R6	環境基準	
	大 崎	0.57	0.71	0.67		
ベンゼン	二川	0.48	0.88	0.74	年平均値 3	
$(\mu \text{ g/m}^3)$	今 橋	0.55	0.88	0.86	μ g/m³以下	
	市内平均値	0.53	0.82	0.76		
	大 崎	0.11	0.13	0.059		
トリクロロエチレン	二川	0.091	0.12	0.071	年平均値 130	
$(\mu \text{ g/m}^3)$	今 橋	0.090	0.13	0.077	μ g/m³以下	
	市内平均値	0.097	0.13	0.069		
	大 崎	0.063	0.11	0.054		
テトラクロロエチレン	二川	0.058	0.11	0.063	年平均値 200	
$(\mu g/m^3)$	今 橋	0.054	0.11	0.059	μ g/m³以下	
	市内平均値	0.058	0.11	0.059		
	大 崎	1.8	2.0	2.0		
ジクロロメタン	二川	1.9	3.1	2.8	年平均値 150	
$(\mu \text{ g/m}^3)$	今 橋	1.3	1.8	1.9	μ g/m ³ 以下	
	市内平均値	1.7	2.3	2.2		

イ.指針値の定められている有害大気汚染物質

指針値の定められている有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

指動性のためられている		N X · WATER	年度		
物質名	調査地点	R4	R5	R6	- 指針値
	大 崎	0.080	0.088	0.19	
アクリロニトリル	二川	0.065	0.19	0.17	年平均値
(単位: μ g/m³)	今 橋	0.035	0.063	0.072	- 2 μ g/m³以下
	市内平均値	0.060	0.11	0.14	μ g/ πι χ γ
	大 崎	0.021	0.0053	0.004	
塩化ビニルモノマー	二川	0.090	0.0059	0.004	年平均値
(単位: μ g/m³)	今 橋	0.011	0.0054	0.004	- 10 μ g/m³以下
	市内平均値	0.041	0.0055	0.004	
	大 崎	2.0	2.0	1.8	
水銀及びその化合物	二川	1.9	1.7	1.6	年平均値 40
(単位:ng/m³)	今 橋	1.8	1.7	1.6	ng/m ³ 以下
	市内平均值	1.9	1.8	1.7	
	大 崎	1.9	1.7	1.8	
ニッケル化合物	二 川	1.3	1.4	0.94	年平均値 - 25
(単位:ng/m³)	今 橋	1.1	0.82	1.0	ng/m³以下
	市内平均值	1.4	1.3	1.2	
_	大 崎	0.14	0.13	0.068	
クロロホルム	二川	0.13	0.14	0.073	年平均値 - 18
(単位: μ g/m³)	今 橋	0.11	0.13	0.072	μ g/m³以下
	市内平均值	0.13	0.13	0.071	
-	大 崎	0.15	0.15	0.13	F 75 16 15
1,2ージクロロエタン	二 川	0.14	0.18	0.15	年平均値 1.6
(単位: μ g/m³)	今 橋	0.12	0.15	0.14	μg/m³以下
	市内平均値	0.14	0.16	0.14	
	大 崎	0.0072	0.0085	0.008	 年平均値
1,3ーブタジエン	二川	0.0073	0.0092	0.009	- 2.5
(単位: μ g/m³)	今橋	0.0072	0.0081	0.008	μ g/m³以下
	市内平均値	0.0072	0.0086	0.008	
) + T < N 7 . O / I . O / I .	大崎	0.81	0.98	0.69	 年平均値
ヒ素及びその化合物	二川	0.57	0.89	0.51	6
(単位:ng/m³)	今 橋	0.60	0.78	0.51	ng/m³以下
	市内平均値	0.66	0.88	0.57	
ーフンガン及びスのル <i>△ Wm</i>	大崎	0.038	0.035	0.068	年平均値
マンガン及びその化合物	二 川 今 橋	0.012	0.013	0.010	0.14
(単位: μ g/m³)	市内平均値	0.0096 0.020	0.0099 0.019	0.010 0.029	μg/m³以下
	大 崎				
塩化メチル		0.32	0.30	0.35	上 年平均値
塩τω/) / ν (単位: μ g/m³)		0.31	0.34	0.42	94
(平河4. μ g/ m)	市内平均値	0.31 0.31	0.36 0.33	0.36 0.38	μ g/m³以下
	コニューショ				
ļ	大 崎	1 C			
アセトアルディド	大 崎	1.6	1.7	1.6	年平均値
アセトアルデヒド (単位: μ g/m³)	大 崎 二 川 今 橋	1.6 1.6 1.4	1.7 1.6 1.5	1.6 1.4 1.3	年平均値 - 120 μg/㎡以下

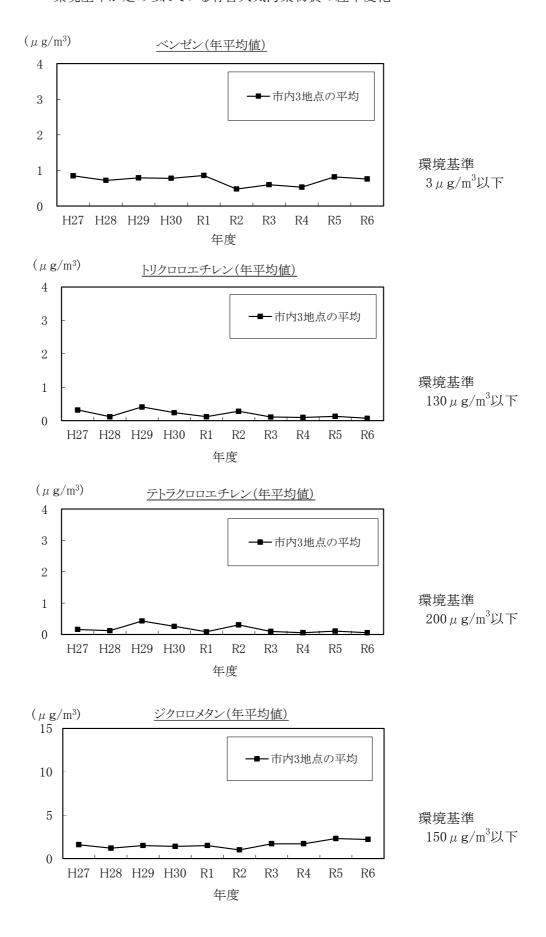
ウ.環境基準及び指針値の定められていない有害大気汚染物質

環境基準及び指針値の定められていない有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

現児基準及び指針他の人	1			
物質名	調査地点		年度	
物員和	的可可方面以以	R4	R5	R6
	大 崎	2.8	2.9	2.7
ホルムアルデヒド	二川	2.9	2.8	2.6
$(\mu \text{ g/m}^3)$	今 橋	2.8	2.7	2.4
	市内平均値	2.8	2.8	2.6
	大 崎	0.067	0.11	0.085
酸化エチレン	二川	0.041	0.077	0.089
$(\mu \text{ g/m}^3)$	今 橋	0.065	0.089	0.064
	市内平均値	0.058	0.092	0.079
	大 崎	0.088	0.063	0.075
ベンゾ(a)ピレン	二川	0.069	0.044	0.098
(ng/m^3)	今 橋	0.051	0.059	0.072
	市内平均値	0.069	0.055	0.082
	大 崎	13	8.8	23
クロム及びその化合物	二川	2.4	2.4	2.2
(ng/m^3)	今 橋	2.1	1.5	2.2
	市内平均値	5.8	4.2	9.1
	大 崎	0.038	0.031	0.032
ベリリウム及びその化合物	二川	0.038	0.032	0.032
(ng/m^3)	今 橋	0.038	0.030	0.032
	市内平均値	0.038	0.031	0.032
	大 崎	5.6	6.0	4.3
トルエン	二川	6.3	9.6	5.7
$(\mu \text{ g/m}^3)$	今 橋	4.1	6.4	4.4
	市内平均値	5.3	7.3	4.8

⁽注) 調査地点ごとの平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は 検出下限値の 1/2として算出した。

環境基準が定められている有害大気汚染物質の経年変化



4. 工場・事業場等の調査及び指導

(1) ばい煙・粉じん等の規制

工場・事業場に対しては、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等のばい煙の排出基準、粉じん等を発生する施設についての構造・使用等に関する基準、一定規模以上の工場・事業場には硫黄酸化物の総排出量が定められており、規制を行っている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法により、規制対象となる特定施設からの排出ガスに係る 排出基準が定められている。

さらに石綿についても除去する際、大気汚染防止法により規制が定められており、飛散性の高い吹付け石綿等を除去する際には、除去前、必要に応じて除去後も確認を行っている。

(2) 届出等審査

令和6年度における大気汚染防止法に基づく届出は105件、県民の生活環境の保全等に関する 条例に基づく大気関係の届出は32件あり、これらについて審査を行い必要な指導を行った。

(3) 立入調査

法令等に基づく規制基準の遵守状況を監視するため、延べ 161 件について立入調査を実施し、 このうち 3 件のばい煙測定及び 1 件のダイオキシン類測定を行った。

(4) ばい煙発生施設等の届出状況

ア. 大気汚染防止法

					R6年度中	の届出施設	党数		R6年度末	
区分	種類	施設名	設置届	使用届	廃止届	梦	Ę J	更	届出	電気事業 法の累計
	項番号		双	(大) (大) (大)	飛 亚油	構造	使用方法等	処理方法	施設数	
	1	ボ イ ラ ー	64		54				459	1
	5	金属溶解炉	1		1	1			17	
ば	6	金属加熱炉			1				25	
17	9	溶融炉							1	
	10	反 応 炉	1						5	
	11	乾燥炉	1						15	
V	12	電気炉							2	
	13	廃棄物焼却炉	5						20	
	29	ガスタービン							0	24
煙	30	ディーゼル機関	3						25	128
/_	31	ガースー機 関							0	15
	e	計	75	0	56	1	0	0	569	168
	工場	₿· 事業場数				182				
_	2	堆 積 場	1						42	
般	3	コンベア							116	/
粉	4	破砕機・摩砕機	2						52	/
	5	ふるい							30	
じ	e	計	3	0	0	0	0	0	240	
ん	工場	₿· 事業場数				36				

イ. 県民の生活環境の保全等に関する条例

	届出の種類項番号	施設名	R6年度中の届出施設数						R6年度末	
分			設置届	使用届	廃止届	変 更			届出	
						構造	使用方法等	処理方法	施設数	
	1	ボ イ ラ ー	3	1	4			1	561	
ば	5	溶解炉							3	
	6	金属加熱炉							2	
	12	乾燥炉							9	
	14	廃棄物焼却炉							1	
	ამ	ハ . 接 着 テ ー プ 等 製 造 用 施 設	2						302	
٧٧	35	ト. 化学工業品 等の製造用施設							49	
煙		塗装用乾燥施設							1	
	38	フェノール・メラミン・尿 素 系 樹 脂 製 造 用 施 設							3	
		鋳造用シェルモールド 中 子 造 型 施 設							1	
	î	合 計	5	1	4	0	0	1	932	
	工;	場・事業場数	391							
		うち大気指定工場等数	14							
粉	2	堆 積 場	1						17	
	3	コンベア							301	
	4	破 砕 機・粉 砕 機・ 摩 砕 機・研 磨 機							278	
	5	ふ る い							42	
じ	6	打綿機・混打綿機							2	
ん	7	チッパー・破木機							16	
	8	吹付け塗装機							20	
	î	合 計	1	0	0	0	0	0	676	
	工	場•事業場数	114							
b	炭化水素系物質発生施設			71						

5. 光化学スモッグ

光化学スモッグの注意報等が発令されたときの対応は、「豊橋市光化学スモッグ通報体制実施要領」に基づき、各関係機関と協力し通報体制をとっている。

豊橋地区での発令は、市内の5か所に設置された測定局のオキシダント濃度と気象状況から判断 し、愛知県環境局が行うものであり、令和6年度は予報が1件発令された。

○注意報等の発令基準

光化学スモッグの注意報等は、オキシダント濃度の1時間値が次の各号のいずれかに該当する濃度となり、かつ気象状況からみて、その状態が継続すると認められるときに発令される。

イ. 予 報 オキシダント濃度の1時間値 0.08ppm 以上

口. 注 意 報 " 0.12ppm 以上

二. 重大警報 " 0.40ppm 以上

6. 微小粒子状物質(PM2.5)

PM 2.5 の注意喚起情報が発令されたときの対応は、「豊橋市微小粒子状物質 (PM 2.5) に係る注意喚起実施要領」に基づき、各関係機関と協力し通報体制をとっている。

東三河区域での発令は、市内3箇所と田原2箇所、豊川、蒲郡、新城市内各1箇所に設置された 測定局のPM2.5 濃度から判断し、愛知県環境局が行うものであり、令和6年度の発令はなかった。

- ○注意喚起情報の発令基準
 - ①午前 5 時から 7 時までの 1 時間値の平均値が $85 \mu g/m^3$ を超過したとき
 - ②午前 5 時から正午まで、午前 5 時から午後 1 時まで、午前 5 時から午後 2 時まで、午前 5 時から午後 3 時まで及び午前 5 時から午後 4 時までの各 1 時間値の平均値が $80\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$ を超過したとき

7. アイドリング・ストップ

自動車は、通勤、通学、買い物など私たちの生活から切り離せないものとなっているが、この便利さの反面で大気汚染や騒音、悪臭などを引き起こし、地球温暖化の原因にもなっている。

こうした自動車交通に伴う環境への負荷を減らすため、愛知県は『あいち自動車環境戦略 2020』 (平成 25 年 3 月 28 日策定)の中で、エコドライブの普及促進について取り組んでおり、アイドリング・ストップもエコドライブの1つである。本市においても、地球温暖化と大気汚染の防止対策の一環として、懸垂幕の掲示等で市民にエコドライブを普及啓発するとともに、職員に対しても公用車にマグネットシートを貼り付けるなどして、エコドライブの実践を呼びかけた。